

岩美町若者世代Ｕターン奨励金交付要綱

(趣旨)

第１条 この要綱は、岩美町若者世代Ｕターン奨励金（以下「本奨励金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第２条 本奨励金は、若者世代のＵターンを推進することを目的として、岩美町出身者の３０代までの夫婦及び子育て世帯並びに学卒者等の若者世代が岩美町へ転入等する場合に交付する。

(交付対象世帯等)

第３条 本奨励金の交付の対象は、令和３年３月１日以降に住民登録又は卒業若しくは中途退学した次の各号のいずれかに該当する世帯等とする。

- (１) 過去、岩美町の住民基本台帳に登録（以下「住民登録」という。）されたことがあり、転出後１年以上経過した者が含まれる夫婦（民法（明治２９年法律第８９号）第７３９条に定める婚姻の届出を行い、受理された者）で転入する世帯で、本奨励金を申請する年度末において、夫婦のいずれかが３９歳以下である世帯。ただし、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第４号による世帯主との続柄の記載方法として、「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載する内縁の夫婦を含むものとする。
- (２) 過去、岩美町に住民登録されたことがあり、転出後１年以上経過した者が含まれる２人以上で転入する世帯で、本奨励金を申請する年度末において、転入者のいずれかが１８歳以下である世帯。
- (３) 本奨励金を申請する年度末において、３９歳以下である者のうち、過去又は現に岩美町の住民登録があり、次のいずれかに該当する鳥取県外の教育施設を卒業又は中途退学した日から１年以内の者（以下「卒業者等」という。）。
 - ア 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定める学校の内、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校及び専修学校
 - イ アに規定する学校に相当すると町長が認める教育施設

(交付対象事由)

第４条 本奨励金の交付対象事由は、次に掲げるすべての事項を満たす場合とする。

- (１) 住民登録日又は卒業、中途退学した日から継続して３年以上定住する意思があること。
- (２) 岩美町への転入が転勤、研修等によるものでないこと。
- (３) 第３条第１号及び同条第２号の世帯については、１年以内に本奨励金の対象となった同一の住所地でないこと。
- (４) 第７条第１号に定める同意書に記入した者が、町税、税外収入金その他岩美町の歳入となるべきものを滞納していないこと。ただし、滞納がある場合で、分納納付を誓約どおり履行しているなど、誠実性が認められる場合は除く。
- (５) 世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）及び岩美町暴力団排除条例（平成２４年岩美町条例第４号）に規定する暴力団員でないこと。

(申請期限)

第5条 本奨励金の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに行うものとする。

- (1) 第3条第1号及び同条第2号に定める世帯 住民登録日から1月を経過する日まで
- (2) 卒業者等 住民登録日から1月を経過する日又は卒業、中途退学した日から1年を経過する日まで

(交付額等)

第6条 本奨励金の交付金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、本奨励金は重複して交付しないものとする。

- (1) 第3条第1号及び同条第2号に定める世帯 200千円
- (2) 卒業者等 100千円

(交付申請)

第7条 本奨励金の交付を受けようとする者は、岩美町若者世代Uターン奨励金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し町長に提出しなければならない。

- (1) 同意書(様式第2号)
- (2) 鳥取県外の高等学校等を卒業又は中途退学したことがわかるもの(第3条第1項第2号に定める卒業者等のみ)
- (3) 戸籍の附表又は転入前1年の間の住所地が確認できるもの(岩美町に本籍地を有さない者のみ)

(奨励金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により本奨励金の交付申請があったときは、当該交付申請の内容等を審査し適当と認めたときは、本奨励金を申請世帯等に交付するものとする。

(奨励金の返還)

第9条 町長は、本奨励金の交付を受けた世帯等が次に掲げるいずれかに該当するときは、本奨励金の返還させることができる。

- (1) 本奨励金の交付を受けた日から3年以内に岩美町外に転出したとき。
- (2) 偽りの記載情報により、本奨励金の交付を受けたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和6年3月31日まで適用する。
- 2 第5条の規定による申請期限については同条の規定に関わらず、令和3年3月1日から令和3年3月31日までに住民登録又は卒業若しくは中途退学した者は令和3年4月30日までとする。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和7年3月31日まで適用する。
- 2 この要綱の施行の日前に転入した世帯については、改正後の岩美町若者世代Uターン

奨励金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年７月２６日から施行し、令和７年３月３１日まで適用する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、令和１０年３月３１日まで適用する。